

転校の手続き

町外から転入された方、町内で転居された方及び町外へ転出される方で、お子様の小・中学校区が変更になる場合には、手続きが必要になります。詳しくは学校教育課へお問合せください。

また、特別な事情により校区外通学を希望する場合には、学校教育課へご相談ください。

転入

◇ 町外から転入する場合

- 1 事前に現在通学している学校に転校する旨（いつ、どこへ等）を伝え、登校最終日（学校を去る日）に転学書類（在学証明・教科書給与証明書等）を受け取ってください。
- 2 愛南町役場町民課又は各支所窓口で転入届（住民票の異動）を行い、教育委員会で前学校から受け取った転学書類を提示し、就学通知書の交付を受けてください。
- 3 指定された学校へ就学通知書及び転学書類を持参してください。

◇ 町内で転居する場合

転居

- 1 事前に現在通学している学校に転校する旨（いつ、どこへ等）を伝えてください。
- 2 前学校の登校最終日（学校を去る日）に転学書類（在学証明・教科書給与証明書等）を受け取ってください。
- 3 愛南町役場町民課又は各支所窓口で転居届（住民票の異動）を行い、教育委員会で就学通知書の交付を受けてください。
- 4 指定された学校へ就学通知書及び転学書類を持参してください。

◇ 町外へ転出する場合

- 1 事前に現在通学している学校に転校する旨（いつ、どこへ等）を伝えてください。
- 2 愛南町役場町民課又は各支所窓口で転出届（住民票の異動）を行い、その旨を現在通学している学校へ伝えてください。
- 3 登校最終日（学校を去る日）に転学書類（在学証明・教科書給与証明書等）を受け取ってください。
- 4 転出先市町村へ転入届（住民票の異動）を行い、教育委員会で手続きを行ってください。市町村により若干手続き方法が異なる場合がありますので、詳しくは転出先教育委員会へお問合せください。

転出



◆お問合せ先◆

愛南町・篠山小中学校組合教育委員会
学校教育課

〒798-4196
南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地
TEL : 0895-72-1113
FAX : 0895-73-1113